

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聽聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

第三章 動力車操縦者試験

(受験資格)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- 一 二十歳未満の者
- 二 運転免許の取消を受けた日から起算して一年を経過しない者

(試験)

第八条 試験は、運転免許の種類ごとに次の各号に掲げる方法により行う。

- 一 動力車の操縦に関する必要な身体検査
- 二 動力車の操縦に関する必要な適性検査
- 三 動力車の操縦に関する法令並びに動力車の構造及び機能に関する筆記試験
- 四 動力車の操縦に関する技能試験

2 前項第二号及び第三号の試験は同項第一号の試験に合格した者に対するものとして、同項第四号の試験は

同項第二号及び第三号の試験に合格した者に対するものとして、これを行う。

第八条の二 身体検査は、別表二の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄(身体検査)

(身体検査)

第八条の三 適性検査は、クレペリン検査、反応速度検査その他の検査により、動力車の操縦に関する必要な適性を検査するために行う。

(適性検査)

第八条の四 筆記試験は、別表三の上欄に掲げる運転免許の種類ごとに、同表の中欄及び下欄に掲げる科目について行う。

(筆記試験)

第八条の五 技能試験は、次に掲げる事項について行う。

(技能試験)

一 速度観測

(速度観測)

二 距離目測

(距離目測)

三 制動機の操作

(制動機の操作)

四 制動機以外の機器の取扱

(機器の取扱)

五 定時運転

(定時運転)

六 非常の場合の措置

(非常の場合の措置)

(試験の免除)

第九条 次の各号のいずれかに掲げる者にあつては、別表四に定めるところにより、試験の全部又は一部を免除する。

- 一 国土交通大臣の指定した動力車の操縦に関する講習を行う施設(以下「養成所」という。)の講習課程を修了した者であつて、修了後二年を経過しないもの
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による工業学校を含む。)又はこれと同等以上の学校の機械科、電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該科又は当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、在学中動力車の構造及び機能に関する科目を修得したもの
- 三 運転免許を受けている者であつて、他の種類の運転免許を受けようとするもの
- 四 道路交通法(昭和三十五年法律第五百五号)第八十四条第四項の大型自動車第二种免許を受けている者

- 2 第八条第一項第一号から第三号までに掲げる試験に合格した者であつて、同項第四号に掲げる試験に不合格となつたものについては、その者が同種の運転免許に関する試験を受ける場合において、引き続き行う当該試験の二回に限り同項第二号及び第三号の試験を免除する。

(試験の施行)	
第十一条 試験は、運転免許の種類ごとに、原則として毎年二回行うものとする。	
2 地方運輸局長は、試験の期日及び場所その他試験に関する必要な事項を、試験の都度公示しなければならない。	

第十二条 削除

(運転免許証の再交付等)

第十三条 運転免許を受けた者は、運転免許証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に第二号様式による運転免許再交付申請書を提出して、その再交付を求めることができる。

2 前項の申請書には、戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあっては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国領事官の証明書。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類とする。)及び免許用写真一枚を添附しなければならない。

(運転免許証記載事項の変更の記入)

第十四条 運転免許を受けた者は、運転免許証の記載事項のうち、氏名又は所属事業者名に変更を生じたときは、遅滞なく、第三号様式により当該変更の事実を証明する書類及び当該運転免許証を添えて地方運輸局長に申請書を提出して、運転免許証記載事項の変更の記入の申請をしなければならない。

(運転免許証の返納等)

第十五条 運転免許を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、運転免許証を地方運輸局長に返納しなければならない。

- 一 免許が取り消されたとき。
- 二 運転免許の再交付を受けたとき。

(動力車操縦者運転免許原簿)

第十六条 地方運輸局長は、動力車操縦者運転免許原簿(以下「原簿」という。)を設け、運転免許証を交付したときは、次の各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。

(運転免許の種類)

(運転免許の番号)

(本籍)

(氏名、生年月日及び性別)

(運転免許の年月日)

(所属事業者名)

(地方運輸局長は、次に掲げる処分をしたときは、その旨及び処分の年月日を原簿に記載しなければならない。)

一 第三条第二項の規定による運転免許の条件の付与又は変更

二 第六条第一項の規定による運転免許の取消又は停止

三 第十二条の規定による運転免許証の再交付

四 第十三条の規定による運転免許証記載事項の変更の記入

五 前条の規定による運転免許証の受納

(第五章 動力車操縦者養成所)

(講習課程の種類)

第十六条 養成所の講習課程の種類は、次に掲げるとおりとし、第一類の講習課程は学科講習及び技能講習を行うものをいい、第二類の講習課程は学科講習を行うものをいう。

第一類甲種蒸気機関車運転講習課程

- 第二類甲種蒸気機関車運転講習課程
第一類甲種電気車運転講習課程
第二類甲種電気車運転講習課程
第一類甲種内燃車運転講習課程
第二類新幹線電気車運転講習課程
第一類乙種蒸気機関車運転講習課程
第二類乙種蒸気機関車運転講習課程
第一類乙種内燃車運転講習課程
第二類乙種内燃車運転講習課程
第一類無軌条電車運転講習課程
(指定の申請)
- 第十七条** 養成所の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 養成所の名称及び所在地
 - 二 養成所の代表者の氏名及び住所
 - 三 養成所の講習課程の種類
 - 四 教室その他の講習の用に供する場所についての収容人員及び平面図をもつて示す規模
 - 五 主任教師（講習課程における責任者をいう。）の氏名、略歴及び職務の内容
 - 六 前号の主任教師以外の教師の氏名、略歴、担当科目、担当時間及び専任又は兼任の別（養成所の教師としての職務以外の職務を兼ねているかどうかの別をいう。）
 - 七 教科書の概要並びに動力車の部品その他の教材の名称及び数量
 - 八 学科講習の科目及び各科目ごとの講習時間
 - 九 身体検査の検査項目及び合格基準
 - 十 適性検査の検査方法及び合格基準
 - 十一 技能講習の科目及び各科目ごとの講習時間（第一類の講習課程に限る。）
 - 十二 技能試験の科目、方法及び合格基準（第一類の講習課程に限る。）
 - 十三 以上の講習課程を設ける養成所にあつては、前項第四号から第十三号までに掲げる事項は、
(講習課程の変更等)
- 第十八条** 養成所の指定を受けた者は、次に掲げる場合は、新設又は変更に係る講習課程の種類、新設する講習課程又は変更後の当該講習課程に関する前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項及び新設又は変更が必要とする理由を講習課程別に記載した申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該申請書には、当該講習課程において使用する教科書を添付しなければならない。
- 一 養成所に講習課程を新設しようとするとき。
 - 二 講習課程の種類を変更しようとするとき（第三項第三号に該当するときを除く。）。
 - 三 養成所の指定を受けた者は、次に掲げる場合は、変更の内容及び変更が必要とする理由を記載した申請書を地方運輸局長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 四 学科講習の科目又は科目ごとの講習時間を減らすとき又は学科試験の合格基準を変更するとき。
- 第十九条** 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、養成所の指定を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 養成所の指定を受けた者がこの省令に違反したとき。
 - 二 養成所が第十八条の二の規定による報告の求めに応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 三 養成所が第十八条の二の規定による監査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - 四 養成所が前条の規定による命令に違反したとき。
(告示)
- 第二十条** 国土交通大臣は、養成所の指定若しくは指定の取消を行つたとき、又は養成所の廃止の届出があつたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。
- 一 養成所の名称及び所在地
 - 二 養成所の指定を受けた者又は受けっていた者の氏名又は名称及び住所
 - 三 養成所に設ける講習課程の種類
 - 四 國土交通大臣は、前項各号に掲げる事項につき変更があつたときは、その旨を告示するものとする。
(指定書)
- 第二十一条** 國土交通大臣は、養成所を指定したときは、次に掲げる事項を記載した指定書を指定を受けた者に交付するものとする。
- 一 指定書番号
 - 二 養成所の名称及び所在地
 - 三 養成所の指定を受けた者の氏名又は名称及び住所
 - 四 養成所に設ける講習課程の種類
- 四 身体検査の検査項目又は合格基準を変更するとき。
五 適性検査の検査方法又は合格基準を変更するとき。
六 技能講習の科目又は科目ごとの講習時間と技能試験の科目を減らすとき又は技能試験の方法若しくは合格基準を変更するとき。
七 技能試験の科目を減らすとき又は技能試験の方法若しくは合格基準を変更するとき。
八 養成所の指定を受けた者は、次に掲げる場合は、速やかに、その旨を国土交通大臣に届けなければならない。
一 養成所を廃止したとき。
二 以上の講習課程を廃止したとき。
三 講習課程の種類の変更が同種の運転免許に係る講習課程の種類相互間におけるもので第一類のものから第二類のものに変更したものであるとき。
四 前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更したとき。
五 養成所の指定を受けた者は、前条第一項各号に掲げる事項のうち前三項各号に掲げる事項以外の事項を変更したときは、速やかに、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。この場合において、当該届出が教科書の概要の変更に係るものであるときは、変更後の教科書を添付しなければならない。
六 地方運輸局長を経由して行わなければならない。
(報告徴収等)
第十八条の二 國土交通大臣又は地方運輸局長は、必要があると認めるときは、養成所の指定を受けた者に対し、講習の業務の実施状況及び講習の用に供する施設その他の物件について報告を求め、又は監査を行うことができる。
五 第一項の申請又は第三項の届出は、地方運輸局長を経由して行わなければならない。
(改善命令)
第十九条 國土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、養成所の指定を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 養成所の指定を受けた者がこの省令に違反したとき。
二 養成所が第十八条の二の規定による報告の求めに応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。
三 養成所が第十八条の二の規定による監査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
四 養成所が前条の規定による命令に違反したとき。
(告示)
第二十条 国土交通大臣は、養成所の指定若しくは指定の取消を行つたとき、又は養成所の廃止の届出があつたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。
一 養成所の名称及び所在地
二 養成所の指定を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所
三 養成所に設ける講習課程の種類
四 國土交通大臣は、前項各号に掲げる事項につき変更があつたときは、その旨を告示するものとする。
(指定書)

第六章 雜則

(手数料)

第二十二条 運転免許の申請をし、又は運転免許証の再交付を受けようとする者は、別表五に掲げる手数料を納付しなければならない。

2 手数料は、申請書に収入印紙を貼つて納めなければならない。

1 附 則 (施行期日) (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

2 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

3 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

4 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

5 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

6 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

7 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

8 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

9 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

10 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

11 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

12 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

13 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

14 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

15 附 則 (昭和三十二年三月二十七日運輸省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年六月二三日運輸省令第三二号) 抄	
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五六六年三月二五日運輸省令第七号) 抄	この省令は、昭和五六年四月一日から施行する。
附 則 (昭和五七年九月三〇日運輸省令第三〇号) 抄	この省令は、昭和五七年十月一日から施行する。
附 則 (昭和五八年一月二三日運輸省令第五一号) 抄	この省令は、昭和五八年一月二三日運輸省令第五一号) 抄
第一項 (施行期日)	この省令は、昭和五九年四月一日から施行する。
第一項 (経過措置)	この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
附 則 (昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号) 抄	この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
第一項 (施行期日)	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。
第一項 (経過措置)	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。
第二項 (施行期日)	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。
第二項 (経過措置)	この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。
東北海運局長	東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）
北海海運局長	北海海運局長
東北運輸局長	東北運輸局長
新潟運輸監理部長	新潟運輸監理部長
近畿運輸局長	近畿運輸局長
中国運輸局長	中国運輸局長
四国運輸局長	四国運輸局長
中部運輸局長	中部運輸局長
関東運輸局長	関東運輸局長
九州運輸局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運局長
仙台海運局長	仙台海運局長
札幌陸運局長	札幌陸運局長
新潟陸運局長	新潟陸運局長
東京陸運局長	東京陸運局長
中部運輸局長	中部運輸局長
新潟運輸監理部長	新潟運輸監理部長
関東運輸局長	関東運輸局長
東北運輸局長	東北運輸局長
北海道運輸局長	北海道運輸局長
神戸海運監理部長	神戸海運監理部長

大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四國運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

附 則 (昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号) 抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二日運輸省令第一八号)
(施行期日)
(経過措置)
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
この省令は、平成六年三月三十日までの間、同項の運転免許を受けた者は、その省令による改正後の動力車操縦者運転免許に係る手数料を免除する。

2 この省令は、日本国有鉄道の動力を有する車両を操縦する業務に従事している者は、第三条第一項の規定にかかるらず、昭和六二年六月三十日までは、同項の運転免許を受けた者は、その省令による改正後の動力車操縦者運転免許に係る手数料を免除する。

3 前項に規定する者については、同項に規定する日までは、第九条の規定にかかるらず、第八条第一項各号に掲げる試験を免除する。

4 この省令による改正前の動力車操縦者運転免許に関する省令第九条第一項第二号に規定する課程を修了した者は、この省令による改正後の動力車操縦者運転免許に関する省令第九条第一項第二号に規定する講習課程を修了した者とみなす。

附 則 (昭和六二年三月二十五日運輸省令第二五号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年七月二〇日運輸省令第二四号)
(施行期日)
この省令は、平成元年七月二〇日から施行する。

附 則 (平成三年三月一二日運輸省令第二号)
(施行期日)
この省令は、平成三年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。
(経過措置)
この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

2 この省令は、平成三年四月一日から施行する。
(経過措置)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月二十五日運輸省令第二五号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成二年三月二十五日から施行する。

1 この省令は、平成二年三月二十五日から施行する。
(経過措置)
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、平成二年三月二十五日から施行する。
(経過措置)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月一九日運輸省令第九号)
(施行期日)
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
(経過措置)
この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

2 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
(経過措置)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月一九日運輸省令第九号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
(経過措置)
この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

2 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
(経過措置)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第四六号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成六年九月三〇日から施行する。

第一条 この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
(聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益处分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成七年三月二七日運輸省令第二〇号) (施行期日) この省令は、平成七年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年三月二一日運輸省令第一五号) (施行期日) この省令は、平成十年一月一日から施行する。
附 則 (平成一二年三月二二日運輸省令第九号) (施行期日) この省令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一三年一一月二六日国土交通省令第一五一号) (施行期日) この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
附 則 (平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号) 抄 (施行期日) この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。 (経過措置) この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
2 この省令は、平成九年三月三十日までの間、同項の運転免許を受けた者は、その省令による改正後の動力車操縦者運転免許に係る手数料を免除する。
3 この省令は、日本国有鉄道の動力を有する車両を操縦する業務に従事している者は、第三条第一項の規定にかかるらず、昭和六二年六月三十日までは、同項の運転免許を受けた者は、その省令による改正後の動力車操縦者運転免許に係る手数料を免除する。
4 前項に規定する者については、同項に規定する日までは、新動力車操縦者運転免許に関する省令第九条の規定にかかるらず、同令第八条第一項各号に掲げる試験を免除する。
5 この省令の施行の際現に公共団体の鉄道の動力を有する車両の操縦に関する講習を行なう施設において講習課程を修了している者（この省令の施行の際現に当該課程を履修中の者であつてこの

第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。 (動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
第七条 この省令の施行の際現に公共団体の鉄道の動力を有する車両を操縦する業務に従事している者は、第三条第一項の規定にかかるらず、昭和六二年六月三十日までは、同項の運転免許を受けた者は、その省令による改正後の動力車操縦者運転免許に係る手数料を免除する。（以下「新動力車操縦者運転免許に関する省令」という。）第三条第一項の規定にかかるらず、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、同項の運転免許を受けないで、当該車両に対応する動力車を操縦することができる。
2 前項に規定する者については、同項に規定する日までは、新動力車操縦者運転免許に関する省令第九条の規定にかかるらず、同令第八条第一項各号に掲げる試験を免除する。
3 この省令の施行の際現に公共団体の鉄道の動力を有する車両の操縦に関する講習を行なう施設において講習課程を修了している者（この省令の施行の際現に当該課程を履修中の者であつてこの

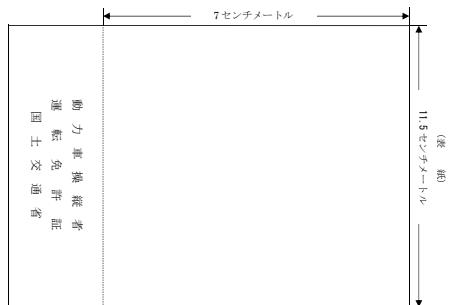
運転免許証再交付手数料	手数料の種類	手数料の額	第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、甲種の運転免許を受けようとするものうち前欄に掲げるもの以外のもの					
			第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもの					
除される者	動力車操縦者試験の全部を免うとする者	一千五百円	第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許を受けようとするもののうち前欄に掲げるもの以外のもの	第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許を受けようとするもの	第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許を受けようとするもの	第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許を受けようとするもの	第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許を受けようとするもの	第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許を受けようとするもの
除されない者	動力車操縦者試験の全部を免うとする者	二万二千五百円	無軌条電車運転免許を受けようとする者	第一種磁気誘導式電気車運転免許を受けている者であつて、第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許を受けている者であつて、乙種の運転免許を受けようとするもの	第一種磁気誘導式電気車運転免許を受けている者であつて、第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許を受けている者であつて、乙種の運転免許を受けようとするもの	第一種磁気誘導式電気車運転免許を受けている者であつて、第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許を受けようとするもの	第一種磁気誘導式電気車運転免許を受けている者であつて、第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許を受けようとするもの	第一種磁気誘導式電気車運転免許を受けている者であつて、第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許を受けようとするもの
第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組	第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組	二千五百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条	別表五（第二十二条関係）	手数料の額	手数料の額	手数料の額	手数料の額	手数料の額

織を使用して再交付の申請をする場合にあつては、
二千五十円）

第一印様式（第三条関係）

第一号様式（第三条関係）
(表記範例)

<p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>1. 連絡免許証を喪失し、又は紛失したときは、再交付を受けること。</p> <p>2. 氏名又は所属事業者名に変更を生じたときは、運輸大臣より、当該変更の結果、右持する書類を添えて、記載事項を変更の記入の用紙をること。</p> <p>3. 次の場合には、連絡なく、連絡免許証を返却すること。</p> <p>ア. 連絡免許証が取り消されたとき。</p> <p>イ. 連絡免許証の再交付を受けたとき。</p> <p>4. 連絡免許が停止されたときは、連絡なく、連絡免許証を提出すること。</p>



(表)

地方運輸局長		印															
連絡免許の条件		交付年月日 (再交付年月日)															
氏名 写真 <i>スタンプ</i> 所属事業者名		年月日 男女															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">連絡免許の種類</th> <th style="width: 33%;">連絡免許の番号及び年月日</th> <th style="width: 33%;">地方運輸局印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			連絡免許の種類	連絡免許の番号及び年月日	地方運輸局印												
連絡免許の種類	連絡免許の番号及び年月日	地方運輸局印															

第一号の二様式
(第五条関係)

(裏)

記載事項変更記入欄			
変更年月日	変更項目	変更事項	地方運輸局印
.....
.....
.....
.....

変更年月日	変更項目	変更事項	地方運輸局印
.....
.....

備考
----	-------

備考 備考欄には、第14条第2項に規定する事項その他必要な事項を記載する。
本様式・追加(昭和41年4月運輸令20号)、一部改正(昭和50年3月運輸令5号・58年12月51号
・59年6月18号・平成元年7月24号・12年11月30号・24年3月14日付令35号)

第一号の二様式 (第五条関係)

○ ○								
<u>動力車操縦者運転免許申請書</u>								
運転免許を下記により申請します。								
年 月 日								
申請者氏名 現住所								
地方運輸局長 殿								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(ふりがな) 氏名</td> <td style="width: 50%;">性別</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </table>	(ふりがな) 氏名	性別		
(ふりがな) 氏名	性別							
.....							
.....							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">本籍</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>所屬事業者名</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>試験免除該当事項</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>現に受けている運転免許の種類及び番号</td> <td>.....</td> </tr> </table>	本籍	所屬事業者名	試験免除該当事項	現に受けている運転免許の種類及び番号
本籍							
所屬事業者名							
試験免除該当事項							
現に受けている運転免許の種類及び番号							
<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 印紙								

(日本産業規格A列4番型)

本様式・一部改正(昭和41年4月運輸令20号)、一部改正(昭和50年3月運輸令5号・58年12月51号・59年6月18号・60年6月22号・平成元年7月24号・6年3月12号・9年12月80号・令和元年7月14日付令20号・24年12月30号)

第二号様式 (第十二条関係)

○ ○		
動力車操縦者運転免許証再交付申請書		
動力車操縦者運転免許証を 滅失 したので再交付を申請します。		
年 月 日		
申請者氏名 現 住 所		
地方運輸局長 殿		
運転免許の種類及び番号	免 許	第 号
□ 収入 印紙		

(日本産業規格A4判4番型)

(備考) 滅失、き損は不要の文字を抹消すること。

本様式一一部改正(昭和41年4月運輸令20号・昭和50年3月5号・昭和60年6月18号・60年6月22号・平成元年7月24号・6年3月12号・9年12月80号・令和元年7月10号・2年12月89号)

第三号様式 (第十三条関係)

○ ○		
動力車操縦者運転免許証記載事項変更記入申請書		
下記の通り変更がありましたので関係書類を添えて申請します。		
年 月 日		
申請者氏名 現 住 所		
地方運輸局長 殿		
運転免許の種類及び番号	免 許	第 号
変 更 事 項		
(ふりがな) 氏 名	旧	新
所 属 事 業 者 名	旧	新

(日本産業規格A4判4番型)

本様式一一部改正(昭和41年4月運輸令20号・昭和50年3月5号・昭和58年12月51号・昭和59年6月18号・60年6月22号・平成元年7月24号・6年3月12号・9年12月80号・24年3月10号・令和元年7月20号・2年12月89号)